

第五次環境総合計画の策定について

1 概要

(1) 環境総合計画について

環境総合計画は、滋賀県環境基本条例(平成 8 年 3 月 29 日滋賀県条例第 18 号。以下「条例」という。)第 12 条に基づく環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための計画である。

計画には、環境の保全に関する長期的な目標、施策の方向、環境への配慮のための指針その他の重要事項を定めるものとしている。(条例第 12 条第 2 項)

(2) これまでの経過と次期計画の策定について

ア 県では、平成 9 年 9 月に滋賀県環境総合計画を策定して以降、法令や社会情勢の変化を踏まえながら見直しを行ってきており、平成 26 年 10 月に第四次滋賀県環境総合計画(以下「現行計画」という。)を策定した。

イ 現行計画では、『めぐみ豊かな環境といのちへの共感を育む社会』の実現〜子や孫の世代まで幸せや豊かさを実感できる安全・安心な環境の創造〜を目標すべき将来像とし、計画期間の平成 26 年度から平成 30 年度までの 5 年間に講じるべき施策の展開を示している。

ウ 今般、平成 30 年度末で現行計画が終了することから、近年の社会、経済等の様々な情勢の変化に対応し、県の環境施策の実効性を高めるため、平成 31 年 3 月の策定を目指して第五次環境総合計画の策定作業を行う。

2 現行計画のレビュー

現行の第四次計画では、3 つの基本目標「Ⅰ 環境の未来を拓く『人』・『地域』の創造」、「Ⅱ 琵琶湖環境の再生と継承」、「Ⅲ 低炭素化など環境への負荷が少ない安全で快適な社会の実現」を掲げ、7 つの分野に示した取組の方向性に沿って、分野別計画に基づき取組が実施されてきた。

現行計画の策定以降、各分野別計画が改定されるとともに、複雑化・多様化した課題に対応する横断的な仕組みとして、琵琶湖環境研究推進機構、環境学習等推進協議会を設置し、施策を進めてきた。

現行計画の進行管理は、分野別計画の進捗状況の評価を活用し、総合的に点検・評価することとしており、分野ごとの現状と課題は次のとおりである。

基本目標Ⅰ 環境の未来を拓く『人』・『地域』の創造

【環境学習】

- ・ 環境学習に取り組める場や機会の提供などの環境学習関連事業、滋賀の豊かな地域資源を活用した環境学習や環境教育、それらの活動支援が行われている。
- ・ 環境学習を進めるリーダーの育成や学習プログラムの整備、環境学習の場づくりや機会づくり等に引き続き取り組む必要がある。

【ライフスタイル、ビジネススタイル】

- ・ 高いマイバッグ持参率に見られるように、県民や事業者による環境保全の取組が広がりをみせている。また、環境産業の振興や、環境こだわり農業の取組拡大等により、経済活動における環境負荷の低減も進んでいる。
- ・ さらに多くの人に様々な環境配慮行動への取組を促すとともに、環境産業や関連技術の振興をより一層図っていく必要がある。

基本目標Ⅱ 琵琶湖環境の再生と継承

【琵琶湖保全再生】

- ・ 琵琶湖や流入河川の水質は改善傾向が見られる一方で、在来魚介類の漁獲量の減少や水草の大量繁茂、外来生物の侵入・定着といった琵琶湖流域の生態系に関する課題が生じている。
- ・ 琵琶湖流域における生態系等の課題は、様々な要因が複雑に絡み合っており、総合的な視野に基づく取組をより一層進めていく必要がある。

【生物多様性】

- ・ 人の暮らしの周辺の自然環境では、人の手が入らなくなったことによる生物の生息・生育環境の劣化や消失、生態系バランスの崩れや森林の植生被害等が生じている。また、暮らしと琵琶湖や里山、森林等、自然との関わりも希薄になっている。
- ・ 暮らしや産業活動における自然とのつながりの再生に引き続き取り組み、環境保全意識を高めていく必要がある。

基本目標Ⅲ 低炭素化など環境への負荷が少ない安全で快適な社会の実現

【低炭素社会】

- ・ 本県の温室効果ガスの総排出量は、平成2年度（1990年度）と比較して増加している。また、総排出量の約半分を産業部門からの排出が占めている。
- ・ 家庭部門や業務部門を中心とした、より一層の温室効果ガスの排出抑制を

行う必要がある。また、気候変動によって今後起こりうる自然環境や社会経済活動へのリスクに対応するため、「適応策」の取組を充実させる必要がある。

【環境リスク】

- ・ 環境汚染物質の排出源対策等により排出量が抑制され、概ね私たちの生活に支障がない状態で管理がなされていると考えられる。一方で、微量化学物質の健康影響など環境リスクに対する関心や安全・安心な生活環境に対する県民のニーズは高まりつつある。
- ・ 現在の状態を維持するとともにさらなる環境リスクの低減を図っていくことが重要である。また、県民の環境リスクに対する関心を充足し、安心できる社会づくりを一層進める必要がある。

【循環型社会】

- ・ 家庭や企業における取組により、一般廃棄物の排出量は概ね減少している。一方で、産業廃棄物の排出量は横ばいとなっている。
- ・ さらなる廃棄物の減量等、環境負荷の低減に向けて、発生抑制や再使用に重点を置いた2Rの推進を図るとともに、廃棄物の適正処理を引き続き徹底する必要がある。

このように、環境を阻害する要因の多くは相互に関係し、複雑化、多様化しており、引き続き、分野を横断した総合的な視野に基づく取組が必要である。

3 第五次環境総合計画策定の基本的な考え方

第五次環境総合計画の策定に当たっては、上記のレビューと合わせ、「持続可能な開発目標（SDGs）」（平成27年）、現行計画の策定後に示された「琵琶湖の保全再生施策に関する計画」（平成29年3月）、「環境基本計画」（平成30年4月閣議決定）等の新たな考え方を踏まえ、以下の観点から検討を進める。

- ① 現行計画の策定後に、「琵琶湖の保全再生施策に関する計画」で掲げた「琵琶湖を『守る』と『活かす』の好循環」の概念や国が策定した環境基本計画で掲げられた『循環』と『共生』の実現、県も参画を表明したSDGsで掲げられた「環境を基盤とし、その上に持続可能な経済社会活動が存在しているという役割をそれぞれが担う」など、新たな考え方を反映させる。
- ② 滋賀県基本構想の部門別計画として、SDGsの理念に基づき、環境・社会・経済の健全な循環を目指す。
- ③ 施策のつながりを明らかにし、分野別計画に施策の方向性を示す。
- ④ 計画期間は、2030年までの12年間とする。これは、概ね5年ごとに見直しが

なされる分野別計画においても施策が総合的に進められてきており、環境総合計画には、より長期的な視点から、目標と施策の方向性を示すことが求められていること、2030年はSDGsの目標年次であり、また、次期滋賀県基本構想においても、目標年次として現在検討が進められていることから、これらに合わせるものである。なお、計画期間が長期となることから、必要に応じて見直し等を行う。

4 策定のスケジュール

平成30年5月31日	環境審議会企画部会（骨子案）
6月下旬	環境審議会企画部会（素案）
7月下旬	環境審議会企画部会（答申案）
8月	答申
10月	県民政策コメント（1ヶ月）
11月	定例会議に策定状況報告
平成31年 2月	定例会議に上程

※検討の進捗に応じて、随時常任委員会に報告する。

参考 環境総合計画の位置付け

